

## 地域建設業経営強化融資制度に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事を請負う建設業者（以下「請負者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号通知に基づく融資制度をいう。）を利用する場合における、鹿児島市建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事を除く工事とする。

(1) 債務負担行為及び繰越し工事等工期が複数年度にわたる工事のうち、次に掲げる工事を除く工事

ア 最終年度の工事であって、年度内に完成が見込まれる工事

イ 次年度に工期末を迎え、かつ残りの工期が1年未満である工事

(2) 単価契約による工事

(3) 降灰除去工事

(4) 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(5) その他、請負者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、別表第1に規定する者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合には、当該工事請負契約書第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する当該工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書第46条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する当該工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により当該工事請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（様式3

(電子記録債権を活用したスキームを利用する場合には様式3(電子記録債権)。以下同じ。)  
)) 第1条第1項(5)及び(7)の金額は、変更後の額とする。

(支払計画等の確認)

第5条 請負者が債権譲渡先から融資を受ける際は、当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該融資に係る下請負人等への支払計画について記載した書面を債権譲渡先に提出するものとする。

2 債権譲渡先は、請負者が融資に際して保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4条に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)から第7条に規定する金融保証を受ける場合には、保証事業会社に対して前項に規定する書面の写しを送付するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第6条 譲渡債権は、債権譲渡先の請負者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して請負者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであり、債権譲渡先が請負者に対して有するその他の債権については担保しない。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第7条 保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とし、保証範囲は、当該工事の工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先が請負者へ融資する額を控除した額の範囲内とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第8条 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の依頼)

第9条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書様式2(電子記録債権を活用したスキームを利用する場合には様式2(電子記録債権)。第2条第1号イに掲げる工事にあつては様式2-2、電子記録債権を活用したスキームを利用する場合には様式2-2(電子記録債権)。以下同じ。))

3通

(2) 債権譲渡契約証書(様式3)の写し 1通

(3) 工事履行報告書(様式1) 1通

(4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 履行保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡承諾書の交付等)

第10条 市長は、債権譲渡を認める場合には、7日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。

以下同じ。)に債権譲渡承諾書(様式2)を交付するものとするが、やむを得ない事情で7日以内に交付できないときは、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

2 市長は、債権譲渡の依頼に係る工事が、第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は前条に規定する書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとし、その旨を速やかに請負者に連絡するものとする。

3 市長は、債権譲渡の依頼及び承諾状況については、債権譲渡整理簿(様式4)により管理するものとする。

(出来高確認)

第11条 融資時における譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うものとする。

2 市長は、第8条に規定する出来高については、工事履行報告書(様式1)により確認するものとする。

(融資実行の報告書の要求)

第12条 市長は、請負者と債権譲渡先との間で締結される金銭消費貸借契約に基づき融資が実行されたときは、債権譲渡先に対して融資実行報告書(様式5)の提出を求めるものとする。また、融資に当たり請負者が保証事業会社から金融保証を受けたときは、公共工事金融保証証書の写しの提出を求めるものとする。

(債権譲渡実行報告書の要求)

第13条 発注者による承諾後、債権譲渡先が受注者に対して、債権譲渡先を債務者とし、受注者を債権者とする電子記録債権を発生させ、受注者がこれを受け取った場合には、速やかに連署にて発注者に債権譲渡実行報告書(様式5(電子記録債権))を提出させるものとする。

(債権譲渡先からの債権金額の請求等)

第14条 債権譲渡先は、市長に対して債権金額を請求するときは、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(様式6) 1通
- (2) 債権譲渡承諾書(様式2)の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約証書(様式3)の写し 1通
- (4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通

(その他)

第15条 請負者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、当該債権譲渡後においては中間前払金及び部分払金(第2条第1号イに掲げる工事に係る各年度末における部分払金を除く。)を請求することはできないものとする。

2 請負者は、本融資制度及び平成11年1月28日付建設省経振発第8号通知に基づく融資制度の、いずれかを選択して利用できるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

別表第1

債権譲渡先

○事業協同組合

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
鹿児島県建設業協同組合連合会	890-8512	鹿児島市鴨池新町6番10号	099-256-4355

○民間事業者

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
株式会社建設総合サービス	550-0012	大阪市西区立売堀2丁目1番2号	06-6543-2848

(平成20年12月17日現在)

工事履行報告書（例）

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日		
日 付	〇〇年〇月〇〇日		
月 別	予 定 工 程 % ( )は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
〇〇年 4月	0.0	0.0 差 ( 0.0 )	
5月	0.0	0.0 差 ( 0.0 )	
6月	2.3	0.8 差 ( 1.5 )	
7月	4.8	4.6 差 ( 0.2 )	
8月	11.3	8.2 差 ( 3.1 )	
9月	18.1	15.1 差 ( 3.0 )	
10月	27.6	32.5 差 ( +4.9 )	
11月	37.0	66.9 差 ( +29.9 )	> 50%
12月	55.8		
〇〇年 1月	76.8		
2月	98.2		
3月	100.0		
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

実印

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

請負者  
 (譲渡人) 住所  
 氏名 実印  
 (譲受人) 住所  
 氏名 ○○○建設業協同組合 実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、貴殿による承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求しません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2) 前払金額 金 円  
 - (3) 中間前払金額  
 及び部分払金額 金 円  
 (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

〔甲〕 御中  
 〔乙〕 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行

行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、本承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求することはできないものとする。

## 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項に基づく検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第46条第1項に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

鹿児島市長

印

確定日付印欄	承諾番号

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

請負者  
(譲渡人) 住所  
氏名 実印

(譲受人) 住所  
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、貴殿による承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求しません。

## 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
－ (2) 前払金額 金 円  
－ (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、本承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求することはできないものとする。

## 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項に基づく検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第46条第1項に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の債権譲渡実行報告書を提出すること。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

鹿児島市長

印

確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

請負者  
 (譲渡人) 住所  
 氏名 実印  
 (譲受人) 住所  
 氏名 ○○○建設業協同組合 実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は工事請負契約書第34第1項に定められた前金払は、貴殿によるご承諾後は請求しません。

また、貴殿による承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2)既払金額 金 円  
 - (3)前払金額 金 円  
 - (4)中間前払金額  
 及び部分払金額 金 円  
 (5)債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

〔甲〕 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。甲及び乙は、工事請負契約書第34条第1項に定められた前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

また、本承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求することはできないものとする。

### 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項に基づく検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第46条第1項に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

鹿兒島市長

印

確定日付印欄	承諾番号

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

請負者  
(譲渡人) 住所  
氏名 実印

(譲受人) 住所  
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

請負者（以下「甲」という。）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号）に従い、本件の債権譲渡に対する買取代金（ただし、一部を除く）の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させます。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は工事請負契約書第34条第1項に定められた前金払は、貴殿によるご承諾後は請求しません。

また、貴殿による承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求しません。

## 記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 既払金額 金 円  
- (3) 前払金額 金 円  
- (4) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(5) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] \_\_\_\_\_ 御中

[乙] \_\_\_\_\_ 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。甲及び乙は、工事請負契約書第34条第1項に定められた前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

また、本承諾以降、甲及び乙は工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払（又は第37条第1項に基づく部分払）を請求することはできないものとする。

### 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項に基づく検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第46条第1項に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、本承諾後、本件の譲渡債権に対する買取代金の支払いのために、乙を発生記録の債務者、甲を発生記録の債権者とする電子記録債権を発生させた場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の債権譲渡実行報告書を提出すること。

3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

鹿児島市長

印

確定日付印欄	承諾番号

## ◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

## 第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、  
年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

## 第2条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

## 第3条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

## 第4条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

## 第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

## 第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

## 第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

## 第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

## 第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場

合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

#### 第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

#### 第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

#### 第12条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

#### 第13条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

#### 第14条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印

◆債権譲渡契約証書◆  
（工事請負代金債権譲渡用）

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、  
年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 4 甲が本契約の規定により乙に対して行う債権譲渡の対価である買取代金（以下、本件買取代金という）の支払いは、乙を発生記録における債務者とする電子記録債権の発生により行うものとする。なお、第4条の規定により乙が発生させた電子記録債権の合計額が、本件買取代金を下回る場合には、その差額の支払いを金銭により行うことができるものとする。
- 5 前項により電子記録債権の債権者となった甲は、速やかに一般財団法人建設業振興基金と債務保証契約を締結している金融機関に当該電子記録債権を譲渡しなければならないものとする。

## 第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

## 第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第5条第1項の精算払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定してはならない。

## 第4条（電子記録債権払い）

甲は、本件請負工事の出来高が全体の50%に到達した段階で、本件買取代金のうち電子記録債権による支払い（以下、電子記録債権払いという）を乙に対して請求することができる。

2 甲は、電子記録債権払いを請求する場合には、乙に対して、遅くとも当該電子記録債権払いを希望する日の●営業日前までに、乙に対し、本契約別紙●の様式の電子記録債権払い請求書にて下記の事項を含む明細を通知の上、当該電子記録債権払い請求書を乙に交付するものとする。

(1) 電子記録債権払いを希望する日

(2) 乙が合理的に満足する内容の出来高査定に係る資料

(3) 既に電子記録債権払いを行ったことがあるときは、前回の請求の内容（前回の請求時点における出来高を含む）

3 乙は、甲から前項に定める様式による電子記録債権払いの請求を受領した場合には、速やかに本件請負工事の出来高の査定を行う。

4 乙は、前項の規定による査定を踏まえて、当該電子記録債権払い請求の全部又は一部を承諾し、又はこれを承諾しないことができる。

5 乙は、前2項に従って検討した結果、電子記録債権払いを承諾する場合には、乙を発生記録における債務者とし、甲を発生記録における債権者とする電子記録債権（以下の内容を含むものとする）を発生させる。

(1) 支払期日 本件工事請負契約等を踏まえ、乙が決定した日

(2) 債権額 本件工事請負契約及び第1条第1項（7）の債権譲渡額、本条第3項の本件請負工事の出来高の査定等を踏まえ、乙が決定した金額

## 第5条（清算払い）

乙は、本件工事請負契約に基づき丙から譲渡債権に係る支払を受けた場合には、受領した金額から、前条の規定により発生させた電子記録債権の債権額及び乙が本契約を履行するに際して負担した諸費用（乙が前条の規定により発生させた電子記録債権の決済のために借入れを行った場合における、当該借入に係る利息その他の負担金を含む）を控除して得た残額を、本件買取代金の最終の支払（以下、清算払いという）として甲に交付する。

2 乙が清算払いを実施することにより、本件買取代金の支払は完了し、甲はその後に譲渡債権の譲渡に関して何らの支払も請求することができない。

## 第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙が行い、乙以外の者は丙に対して直接支払を求めるこ

とができない。

## 第7条（解除）

次に掲げる事由が発生した場合には、乙は、その選択に従い、本件債権譲渡の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 甲が第6条第2項に規定する電子記録債権払い請求書及びその附属資料（出来高査定に係る資料を含む）に虚偽の記載があった場合
- (2) 甲が本契約に基づく義務に違反した場合又は甲による本契約における表明及び保証が真実かつ正確でなかったことが判明した場合
- (3) 甲について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (4) 甲が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 丙が甲に対し、本件工事請負契約に基づく工事の履行遅滞、履行不能、不完全履行、相違、瑕疵、数量の相違等を理由として、譲渡債権の全部又はその一部に関し、その不成立、無効、取消、解除又は抗弁を主張した場合
- (6) 本件工事請負契約が解除された場合又は本件工事請負契約に基づき丙から支払われる譲渡債権の金額が既に行われた電子記録債権払いに係る電子記録債権の債権額を下回ることとなった場合
- (7) 甲の所在不明等により本契約又は本件工事請負契約の履行を行うことが困難と認められる場合

2 第1項の規定により解除がなされた場合において、当該譲渡債権について既に行われた電子記録債権払いがあるときは、甲は乙に対し、当該電子記録債権払いに係る電子記録債権の支払期日の前日までに、その債権額全額（ただし、一部解除の場合には、かかる債権額全額と、解除に係る譲渡債権の額のいずれか小さい方の金額）の払戻し及び乙の負担する合理的範囲の一切の費用を支払うものとする。

## 第8条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□ 実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□ 実印



融資実行報告書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

(甲) 譲渡人 住所  
借入人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所  
貸付人 氏名 ○○○建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
 - (2) 前払金額 金 円  
 - (3) 中間前払金額  
 及び部分払金額 金 円  
 (4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名  
○○銀行▲▲本支店
2. 預金の種別, 口座番号  
××預金××××××××
3. 口座名義  
(ふりがな)  
××××

## 債権譲渡実行報告書

年 月 日

鹿児島市長 ○○○○ 殿

(甲) 譲渡人 住所  
借入人 氏名 実印

(乙) 譲受人 住所  
貸付人 氏名 ○○○建設業協同組合 実印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該債権譲渡を約する契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、当該譲渡債権の対価としての買取代金の支払いについて、乙を債務者とし、甲を債権者とする電子記録債権を発生させ、甲はこれを受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件債権譲渡に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

## 記

## [譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
及び部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

## [承諾番号]

## [振込口座]

1. 振込希望金融機関名  
○○銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号  
××預金××××××××
3. 口座名義  
(ふりがな)  
××××

# 工事請負代金請求書

年 月 日

鹿児島市長 殿

（債権譲受人） 住所  
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

## 記

### 1. 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、○○工事の代金

(内訳)

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額                   | 金 _____ |
| (2) 前払金受領済額                 | 金 _____ |
| (3) 中間前払金受領済額<br>及び部分払金受領済額 | 金 _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等         | 金 _____ |
| (5) 今回請求金額                  | 金 _____ |

### 2. 承諾番号

### 3. 支払口座等

- 振込希望金融機関名  
○○銀行▲▲本支店
- 預金の種別，口座番号  
××預金××××××××
- 口座名義  
(ふりがな)  
××××
- 請求者の連絡先  
住 所  
電 話  
ファックス